

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月27日
【会社名】	日本電工株式会社
【英訳名】	Nippon Denko Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石山 照明
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目4番16号
【電話番号】	03-6860-6800
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員総務部長 須貝 俊一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目4番16号
【電話番号】	03-6860-6800
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員総務部長 須貝 俊一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年12月27日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、中央電気工業株式会社（以下「中央電気工業」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で中央電気工業との間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	中央電気工業株式会社
本店の所在地	新潟県妙高市大字田口272番地
代表者の氏名	代表取締役社長 西野 隆夫
資本金の額	3,630百万円（平成25年9月30日現在）
純資産の額	（連結） 25,501,281千円（平成25年3月31日現在） （単体） 24,472,114千円（平成25年3月31日現在）
総資産の額	（連結） 40,912,879千円（平成25年3月31日現在） （単体） 38,231,856千円（平成25年3月31日現在）
事業の内容	合金鉄及び機能材料等の製造・販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

（単位：千円）

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	37,797,819	54,204,726	43,386,738
営業利益又は営業損失（ ）	1,204,647	3,300,544	655,378
経常利益又は経常損失（ ）	1,156,481	3,204,506	611,062
当期純利益又は当期純損失（ ）	155,172	1,769,433	1,007,538

（単体）

（単位：千円）

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	29,869,626	36,048,473	32,440,328
営業利益又は営業損失（ ）	651,803	749,012	402,680
経常利益又は経常損失（ ）	629,859	732,691	403,563
当期純利益又は当期純損失（ ）	135,175	349,823	50,351

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成25年9月30日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
新日鐵住金株式会社	38.24%
住友商事株式会社	9.42%
三井住友海上火災保険株式会社	2.66%
住金物産株式会社	1.90%
住友生命保険相互会社	1.37%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	中央電気工業は当社の普通株式1,000株(発行済株式総数の0.00%に相当)を保有しております。その他に特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	特筆すべき取引関係はありません。

(2) 本株式交換の目的

当社は、国内最大手の合金鉄メーカーとして、長年にわたり鉄鋼業界へ安定的な供給を続けており、主たる市場である国内での事業運営を補完し事業トータルとしての優位性を確保するため、海外生産や鉱山権益に対し積極的な投資を行い、原料調達、製造から販売までの各プロセスにおいて磐石な基盤を築くことを目指してまいりました。また、マンガン酸リチウム、フェロボロン、酸化ジルコニウムといった機能材料事業においても、リチウムイオン電池等多様な先端産業分野に対し、他社を差異化する高機能素材や技術を提供することにより、合金鉄に続く第二の柱として更に事業を進展させていくことを計画しております。当社はこれら合金鉄事業と機能材料事業を両輪として会社を牽引・発展させ、企業価値を高めるとともに豊かな社会の創造に貢献するべく、事業運営に取り組んでおります。

一方、中央電気工業は、合金鉄メーカーとして長年にわたり鉄鋼業界への安定供給を通じて日本鉄鋼業の安定生産に寄与するとともに、焼却灰等の不燃性廃棄物の溶融固化処理事業を通じてこのような廃棄物のリサイクルを推進し、更に、ハイブリッド自動車用で使用される二次電池負極材料やネオジム磁石用合金を中心とする機能材料事業を通じて時代とニーズを先取りした材料を供給しながら低二酸化炭素社会づくりへも貢献してまいりました。同社は、これらの三つの事業領域において、商品と製造技術のイノベーションを図りながらステークホルダーからの信頼を支えとして、未来のエネルギー基盤を支える材料メーカーとして社会へ貢献することを経営ビジョンに掲げ、企業価値の向上に取り組んでおります。

こうした当社及び中央電気工業(以下「両社」といいます。)の合金鉄事業においては、主たる顧客である国内鉄鋼メーカーが世界規模での競争を激化させる中で、両社各々の主要取引先でもある新日本製鐵株式会社と住友金属工業株式会社は、平成24年10月1日を効力発生日として合併し、新日鐵住金株式会社(以下「新日鐵住金」といいます。)が誕生しました。

また、昨今の所謂“原料高製品安”(合金鉄製品の原料となるマンガン鉱等の価格高騰にかかわらず合金鉄製品の価格は伸び悩む状況)が続いていることに加え、近年東アジア地区において海外の競合他社の供給能力が増強される等、競争は激化の一途をたどる中で、両社は不断の自助努力により競争力を保ち、安定的な操業を続けてまいりました。足下においては、一時の極端な円高の是正により、国内鉄鋼メーカーの輸出競争力及び合金鉄の海外品に対する競争力は回復基調にあり、経営環境改善が期待されているものの、依然として予断を許す状況にありません。また、このような状況に追い打ちをかけるように電力コストが大幅に上昇しており、電力多消費事業である合金鉄事業を営む両社の経営を圧迫しております。特に中央電気工業においては本年9月末に合金鉄製造用固定資産の全額の減損処理を行っており、両社が今後もその安定供給を継続し、主要顧客である国内鉄鋼メーカーとともに国際競争を勝ち抜き、成長していくためには、新たな段階の企業努力、競争力強化が不可欠な状況であります。

また、両社が合金鉄とともに主要事業としている機能材料分野においては、世界的な環境意識の広がり、定着に後押しされた“低炭素社会”“エコ社会”実現にむけた新技術の進歩とその多様化は顕著であり、今後大きな成長が期待されております。他方で、それら先端産業の大きな潜在的需要を巡る競争は激しく、またビジネスとしての不確実性も増大しており、より一層の技術力、開発力が強く求められております。

かかる状況下、両社は、更なる事業の発展を実現するためには、各々の主要取引先が同じ新日鐵住金であり、事業内容及び企業風土が近く、円滑な経営統合を行える両社が長期ビジョン・戦略の共有化を行い、迅速かつ機動的な意思決定が可能となる体制を整備するとともに、速やかに各々が培ってきた経営資源を融合し最大限に有効活用することが急務と考え、経営統合を実施することが最適と判断いたしました。

また、両社が経営統合を行うに当たっては、各々の事業ポートフォリオの相違から培われてきた両社の特色を損なうことなく、かつ現組織体制を活かして経営効率を向上させ、経営資源の選択と集中を推進できる最適の方法として、当社を株式交換完全親会社、中央電気工業を株式交換完全子会社とする株式交換方式を採用いたしました。

両社がかかる経営統合により、両社の合金鉄、機能材料、環境の事業を融合した企業グループとなります。両社共通の主要事業である合金鉄製造においては、長年培ってきたノウハウを結集し、競争力強化に注力いたします。加えて、多様な需要が見込まれ、今後の飛躍が期待される機能材料事業及び環境事業においては、選択と集中により市場ニーズへの対応力、製品開発力の強化を図り、環境調和型社会、循環型社会の構築に貢献してまいります。

これにより収益力の向上と強固な経営基盤確立を実現し、企業価値の向上と将来へ向けた更なる発展を通じて豊かな社会づくりに貢献し、ステークホルダーの期待にお応えしてまいります。

なお、本株式交換の効力発生日において、株式交換完全親会社である当社は、商号を新日本電工株式会社に変更する予定です。新商号のもと決意を新たに新グループの更なる発展を目指します。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容

本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議（両社）	平成25年12月27日
本株式交換契約締結日（両社）	平成25年12月27日
定時株主総会基準日（当社）	平成25年12月31日（予定）
臨時株主総会基準日設定公告日（中央電気工業）	平成25年12月31日（予定）
臨時株主総会基準日（中央電気工業）	平成26年1月16日（予定）
本株式交換承認定時株主総会（当社）	平成26年3月28日（予定）
本株式交換承認臨時株主総会（中央電気工業）	平成26年3月28日（予定）
最終売買日（中央電気工業）	平成26年6月25日（予定）
上場廃止日（中央電気工業）	平成26年6月26日（予定）
本株式交換期日（効力発生日）	平成26年7月1日（予定）

但し、今後手続を進める過程で、必要に応じて上記日程を変更する場合があります。

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、中央電気工業を株式交換完全子会社とする株式交換により行います。

本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	中央電気工業 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容 (株式交換比率)	1	1.15

(注1) 中央電気工業の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.15株を割当交付いたします。上記株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。なお、中央電気工業は、本株式交換の効力が発生する直前時に保有している自己株式(平成25年9月30日現在:28,044株。本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって中央電気工業が取得する自己株式を含みます。)を消却する予定です。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数:普通株式:36,307,749株(予定)
 (本株式交換により割当て交付する株式数については、中央電気工業による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。)

(注3) 本株式交換に伴い、当社の単元未満株式を所有することとなる中央電気工業の株主の皆様においては、当社の普通株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の所有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式の売渡しを請求することができる制度です。

(注4) 本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる中央電気工業の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

その他の本株式交換契約の内容

当社が中央電気工業との間で、平成25年12月27日に締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

日本電工株式会社（以下「日本電工」という。）と中央電気工業株式会社（以下「中央電気工業」という。）は、平成25年12月27日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

中央電気工業は、本契約の規定に従い、日本電工を株式交換完全親会社、中央電気工業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、日本電工は、本株式交換により、中央電気工業の発行済株式の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商号：日本電工株式会社

住所：東京都中央区八重洲一丁目4番16号

(2) 株式交換完全子会社

商号：中央電気工業株式会社

住所：新潟県妙高市大字田口272番地

第3条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 日本電工は、本株式交換に際して、本株式交換により日本電工が中央電気工業の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における中央電気工業の株主（日本電工を除く。以下「対象株主」という。）に対し、中央電気工業の普通株式に代わり、その保有する中央電気工業の普通株式の数の合計に1.15を乗じて得た数の日本電工の普通株式を交付する。
2. 日本電工は、本株式交換に際して、対象株主に対し、その保有する中央電気工業の普通株式1株につき、日本電工の普通株式1.15株の割合をもって割り当てる。
3. 日本電工が前二項に従って対象株主に対して交付する日本電工の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

第4条（日本電工の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加すべき日本電工の資本金及び準備金の額は、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 資本金の額 0円

(2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従って別途日本電工が定める額

(3) 利益準備金の額 0円

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成26年7月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、日本電工及び中央電気工業は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

日本電工及び中央電気工業は、それぞれ平成26年3月31日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求める。

第7条（会社財産の管理等）

日本電工及び中央電気工業は、本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務を執行し、その財産の管理及び運営を行うとともに、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、本契約で別途定められているものを除き、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

第8条（剰余金の配当）

1. 日本電工は、平成25年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株につき5円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 中央電気工業は、平成26年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株につき2.5円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 日本電工及び中央電気工業は、前二項に定める場合を除き、本契約締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行わない。

第9条（自己株式の消却）

中央電気工業は、本効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、中央電気工業が基準時において保有している自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって中央電気工業が取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却する。

第10条（条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降、本効力発生日の前日までの間において、日本電工又は中央電気工業の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたとき、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じたとき、その他本契約の目的の達成が困難となったときは、日本電工及び中央電気工業は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める日本電工若しくは中央電気工業の株主総会の決議が得られなかったとき、本株式交換を実行するために必要な関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に従い本株式交換が中止され、若しくは本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第12条（管轄裁判所）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い日本電工及び中央電気工業は、協議し合意の上、これを定める。

以上の合意を証するため、本書2通を作成し、日本電工及び中央電気工業それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

平成25年12月27日

日本電工：東京都中央区八重洲一丁目4番16号

日本電工株式会社

代表取締役社長 石山 照明

中央電気工業：新潟県妙高市大字田口272番地

中央電気工業株式会社

代表取締役社長 西野 隆夫

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

当社及び中央電気工業は、本株式交換の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれが独立した財務アドバイザーに株式交換比率に関する財務分析を依頼することとし、当社は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、中央電気工業は大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）をそれぞれ起用いたしました。

野村證券は、当社については、当社が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

中央電気工業については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また中央電気工業には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	1.104～1.149
類似会社比較法	0.413～1.410
DCF法	0.923～1.204

市場株価平均法では、当社については、基準日を平成25年12月26日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、平成25年12月19日から基準日までの直近5営業日の終値単純平均値、平成25年11月27日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、平成25年9月27日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び平成25年6月27日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を用いて、中央電気工業については、基準日を平成25年12月26日として、中央電気工業株式の東京証券取引所市場第二部における基準日の終値、平成25年12月19日から基準日までの直近5営業日の終値単純平均値、平成25年11月27日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、平成25年9月27日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び平成25年6月27日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を用いて評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを1.104～1.149として算定しております。

類似会社比較法では、両社の事業内容の類似性を考慮し、当社については、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて評価を行い、中央電気工業については、中央電気工業と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.413～1.410として算定しております。

DCF法では、当社については、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて評価を行い、中央電気工業については、中央電気工業の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した中央電気工業の収益予想に基づき、中央電気工業が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.923～1.204として算定しております。

野村證券は、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成25年12月26日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の利益計画においては、2015年12月期にかけて大幅な増益を見込んでおります。これは主として、欧州債務危機の影響等により2012年以降長期低迷を続けている合金鉄の国際市況が、2015年頃を目処として同地域の経済回復及びそれに伴う鉄鋼需要の回復とともに上昇し、2011年以前の価格水準に戻り、それに伴う販売単価の上昇を通じて合金鉄事業の利益水準が回復することを見込んでいることによるものです。

また、野村證券がDCF法による算定の前提とした中央電気工業の利益計画においては、2016年3月期にかけて大幅な増益を見込んでおります。これは主として、欧州債務危機の影響等により2012年以降長期低迷を続けている合金鉄の

国際市況が、2015年頃を目処として同地域の経済回復及びそれに伴う鉄鋼需要の回復とともに上昇し、2011年以前の価格水準に戻り、それに伴う販売単価の上昇を通じて合金鉄事業の利益水準が回復することを見込んでいることによるものです。

一方、大和証券は、当社については、当社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

中央電気工業については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	1.12～1.15
DCF法	0.99～1.27

市場株価法では、当社については、基準日を平成25年12月26日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、平成25年11月27日から基準日までの直近1ヶ月間の終値平均株価、平成25年9月27日から基準日までの直近3ヶ月間の終値平均株価及び平成25年6月27日から基準日までの直近6ヶ月間の終値平均株価を用いて、中央電気工業については、基準日を平成25年12月26日として、中央電気工業株式の東京証券取引所市場第二部における基準日の終値、平成25年11月27日から基準日までの直近1ヶ月間の終値平均株価、平成25年9月27日から基準日までの直近3ヶ月間の終値平均株価及び平成25年6月27日から基準日までの直近6ヶ月間の終値平均株価を用いて評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを1.12～1.15として算定しております。

DCF法では、当社については、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて評価を行い、中央電気工業については、中央電気工業の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した中央電気工業の収益予想に基づき、中央電気工業が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.99～1.27として算定しております。

大和証券は、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っており、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、平成25年12月26日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、大和証券がDCF法による算定の前提とした当社の利益計画においては、2015年12月期にかけて大幅な増益を見込んでおります。これは主として、欧州債務危機の影響等により2012年以降長期低迷を続けている合金鉄の国際市況が、2015年頃を目処として同地域の経済回復及びそれに伴う鉄鋼需要の回復とともに上昇し、2011年以前の価格水準に戻り、それに伴う販売単価の上昇を通じて合金鉄事業の利益水準が回復することを見込んでいることによるものです。

また、大和証券がDCF法による算定の前提とした中央電気工業の利益計画においては、2015年3月期及び2016年3月期にかけて大幅な増益を見込んでおります。これは主として、欧州債務危機の影響等により2012年以降長期低迷を続けている合金鉄の国際市況が、2015年頃を目処として同地域の経済回復及びそれに伴う鉄鋼需要の回復とともに上昇し、2011年以前の価格水準に戻り、それに伴う販売単価の上昇を通じて合金鉄事業の利益水準が回復することを見込んでいることによるものです。

算定の経緯

当社及び中央電気工業は、それぞれの財務アドバイザーから提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言を慎重に検討し、また各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、上記(3)記載の本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断し、本日開催された両社の取締役会にて本株式交換比率によって本株式交換を行うことを決定し、同日、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

財務アドバイザー又は算定機関との関係

当社の財務アドバイザーである野村證券、中央電気工業の財務アドバイザーである大和証券は、それぞれ当社及び中央電気工業の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	新日本電工株式会社(予定)
本店の所在地	東京都中央区八重洲一丁目4番16号
代表者の氏名	代表取締役社長 石山 照明
資本金の額	11,026百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	合金鉄、機能材料及び環境システム等の製造・販売

(注) 当社は、平成26年7月1日(予定)に、本株式交換の効力が生じることを条件として、商号を「新日本電工株式会社」に変更する予定です。

以 上